

定額残業手当について

問① 当社では、「営業手当5万円は、残業手当を含むものとする」と就業規則上規定しております

質問に答えます

す。先日、当社に監督署の方が調査に来られ、「貴社の営業手当は、残業代の趣旨で支給するのかが曖昧です。営業手当のうち何時間分、いくら残業

手当として含んでいますか」等との指摘を受けました。これまで、従業員から特段異議もなかつたため問題があると考えたこともなかつたのですが、

今後のためにも、定額残業手当についてどのように運用すればよいかご教示願います。

答① 定額残業手当について、給与計算の事務処理を簡便化できるなどのメリットがありますが、各種手当と定額残業手当が明確に区分されているか否かで問題となるケースが多いようです。

貴社は、「営業手当5万円は、残業手当を含むものとする」と規定しておりますが、「含む」ですと営業手当5万円のうち、一部が残業手当であると読み取れます。そうすると、営業手当5万円

のうち、いくらが残業手当なのか、何時間分の残業手当として含んでいるのかわからないという事態が生じてきます。

そのためにも、定額残業手当部分と営業手当部分を明確に区分する必要性があると考えます。

具体的には、「営業手

当」など、名称のみでは定額残業の趣旨を有するのか不明な手当にするのではなく、「時間外手当」や「定額残業手当」として、時間外割増賃金に対する手当であると明確にするのが良いと思われる

3月の繁忙期の3月以外の月には実際の残業実績よりも多くの定額残業手当を支給しているから、1年間を通じて見た場合、

3月の残業手当は、通常の定額残業手当の他に追加で残業手当を支払う必要がないのではないかと想われます。

また、就業規則・雇用契約書等に「○○時間分を定額残業手当として支給する」、「○○万円を定額残業手当として支給する」と規定することがあります。地味ではあります

定額残業手当導入の目的が、必要以上の残業代を支払いたくない、人件費を圧縮したい、などといった目的が背後にあるのであれば、立派な就業規則、雇用契約書を作成したとしても、その運用段階で無理が生じ、最悪の場合、時間外割増賃金を1円も支給していないと判断されかねません。

【所見】
定額残業手当導入の目的が、再度、就業規則の資金規定を見返して、何のためにこの手当を導入しているのか再考していただきたいと考えます。

問② 当社の従業員の残業実績は多い者で月10時間とほとんど定時に退社していますが、年度末の3月のみ残業も40時間程度になってしまいます。

仮に、定額残業手当5万円であるとした場合、毎月多めに残業手当を支給しているわけですから、

3月の繁忙期も通常の定額残業手当額と同額でかまわないでしょうか。

残業手当額を上回った場合は、その差額を支払わなければなりません。残業手当も月例の賃金とすることを考慮すると、月を超えて繰り越すことはできないと言わざるを得ません。